

## 《自動継続定額複利預金規定》

1. (自動継続)
  - (1) 自動継続定額複利預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
  - (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の方法で表示する利率とします。
  - (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。)までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。
2. (預金の支払時期等)
  - (1) この預金は、その全部または一部について据置期間満了日(預入日または継続日の6か月後の応当日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
  - (2) 第1項による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、据置期間満了日から最長預入期限までの間に、1万円を超える部分について1万円以上の金額で請求してください。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高について、引き続き自動継続の取扱いをします。
3. (証券類の受入れ)
  - (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
  - (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに(通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえ)、受入店で返却します。
4. (利息)
  - (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約日、一部支払いをするときは一部支払い日)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額段階別(300万円未満または300万円以上)の利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率。)によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
    - ① 6か月以上1年未満……………別紙記載の「6か月以上1年未満」の利率
    - ② 1年以上2年未満……………別紙記載の「1年以上2年未満」の利率
    - ③ 2年以上3年未満……………別紙記載の「2年以上3年未満」の利率
    - ④ 3年以上4年未満……………別紙記載の「3年以上4年未満」の利率
    - ⑤ 4年以上5年未満……………別紙記載の「4年以上5年未満」の利率
    - ⑥ 5年……………別紙記載の「5年」の利率なお、この預金の当初元金金額が300万円以上でも、一部支払いにより300万円未満になった場合は、その日から預入日(継続後の預金については継続日)における300万円未満の金額段階別利率を適用します。
  - (2) 継続後の預金についても第1項と同様の方法によります
  - (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに提出してください。
  - (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
  - (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
  - (6) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき正当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
  - (7) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および第6条第2項の規定によりこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約した場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金と

ともに支払います。

(8) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

#### 5. (反社会的勢力との関係遮断)

この預金口座は、第 6 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 6 条第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約、一部支払い、または書替継続するときは、証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

#### 7. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等)

(1) この証書(通帳)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この証書(通帳)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書(通帳)の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 8. (印鑑照合)

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 9. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

以上